

令和4年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和4年6月7日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	副町長	百武和義
教 育 長	北村喜久次	総務課長	千布一夫
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税 務 課 長	大串恭隆	住民課長	江島利高
保健福祉課長	矢川靖章	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	土井一	農業振興課長	木須英喜
商工観光課長	吉村大樹	農村整備課長	中村政文
建 設 課 長	笠原政浩	会計管理者	谷川友子
学校教育課長	出雲誠	生涯学習課長	谷崎孝則
農業委員会事務局長	久原正好		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 久原雅紀

課長補佐 中原 賢一
議事係書記 緒方 千鶴子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
11番 草場 祥則 12番 井崎 好信

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案上程（提案理由の説明）
日程第4 報告第5号 公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について
日程第5 報告第6号 令和3年度白石町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
日程第6 報告第7号 令和3年度白石町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第7 報告第8号 令和3年度白石町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

ただいまから令和4年第4回白石町議会6月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。町が推進している省エネルギー対策推進のため、白石町議会も夏のエコスタイルとして、議員申合せにより、会期中、議員は議場に入るとき上着は着用するが、ネクタイは着用しない。会議中は、暑い方は上着を脱いでもよいことにしています。なお、執行部も同様とします。皆様の御理解をお願いいたします。暑い方は上着をおとりください。

次に、諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの例月出納検査、工事監査の報告書も配付していますので、御確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、草場祥則議員、井崎好信議員の兩名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る5月27日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程（案）のとおり6月7日から14日までの8日間にしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日から6月14日までの8日間とすることに決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは皆様に配付しています一覧表のとおりです。条例2件、規約の変更1件、補正予算1件、以上4件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

皆様、おはようございます。

本日、令和4年第4回白石町議会の定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、条例案件が2件ございます。

議案第24号「白石町議会議員及び白石町長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について」は、国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部改正に伴いまして、本町条例の改正を行うものでございます。

議案第25号「白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、選挙執行に当たり、投票時間短縮を実施したことに伴い、投票管理者及び投票立会人の報酬基準の見直しを行うため、条例の改正を行うものでございます。

次に、条例外案件が1件ございます。

議案第26号「佐賀県市町総合事務組合格約の変更について」は、令和4年4月1日付で杵東地区衛生処理場組合の名称が杵島地区衛生処理組合に変更されたことに伴いまして、佐賀県市町総合事務組合格約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

最後に、予算案件でございます。

議案第27号「令和4年度白石町一般会計補正予算（第2号）」につきましては、既決の歳入歳出予算総額に1億4,419万4,000円を追加し、補正後の予算総額を152億669万4,000円とする増額補正予算をお願いするものでございます。

提案いたしました議案につきましては、以上のとおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明させます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

（担当課長の議案説明）

○千布一夫総務課長

議案第24号「白石町議会議員及び白石町長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

提案理由にありますとおり、「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴いまして、当該条例を改正するものでございます。

今回、最近における物価の変動等に鑑み、関係基準額に所要の改正が行われております。

議案書3枚目の新旧対照表1／3ページをお開きください。

第4条第2号アにつきましては、選挙運動用自動車の借入れ契約、いわゆる「レンタル契約」の場合でございますが、1日当たりの上限額を、これまで1万5,800円としておりましたが、改正後は、1万6,100円へ改めるものでございます。

次に、同条第2号イにつきましては、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約の場合でございますが、新旧対照表2／3ページをお開きください。これまで1日当たりの上限額を7,560円としておりましたが、改正後は、7,700円へ改めるものでございます。

次に、第8条につきましては、選挙運動用ビラ作成の公費負担額でございますが、ビラ1枚当たりの作成単価の上限額を、これまで7円51銭としておりましたが、改正後は、7円73銭へ改めるものでございます。

新旧対照表3／3ページをお開きください。

次に、第11条につきましては、選挙運動用ポスター作成の公費負担額を規定しております。ポスター1枚当たりの作成単価につきましては、これまで525円6銭に本町のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に、31万500円を加えた金額を、ポスター掲示場の数で除して得た金額を上限額としておりましたが、改正後は、541円31銭へ、また、31万6,250円へそれぞれ改めるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、議案書2枚目をお開きください。

附則でございますが、公布の日から施行することとしております。

以上で、御説明を終わります。

御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議案第25号「白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

提案理由にありますとおり、選挙執行に当たり、移動期日前投票所など、投票時間の短縮を実施したことに伴いまして、投票管理者及び投票立会人の報酬基準の見直しを行うため、本条例の改正を行うものでございます。

議案書3枚目と4枚目の新旧対照表をお開きください。

この別表におきまして、投票管理者及び投票立会人の選挙日及び期日前の報酬の額を規定しておりますが、改正後は、「それぞれの額を限度として町長が別に定める額」へ改めるものでございます。

議案書5枚目の参考資料をお開きください。

「町長が別に定める額」につきましては、この「白石町投票管理者及び投票立会人の報酬の支給に関する規則（案）」で規定することとしております。

第2条で「報酬の額」を規定しております。

表中の「基準額」は、投票管理者及び投票立会人の選挙日及び期日前の報酬の基準額を限度とするものでございまして、投票所を開く時刻を繰り下げた場合や閉じる時刻を繰り上げた場合など、投票時間の短縮を実施した場合には、短縮した時間1時間につき、表の減額単価の欄に掲げている額を基準額から減額するものでございます。

今回の改正につきましては、実際に投票に従事した時間に相当する分の報酬を支給することとするため、改正するものでございます。

最後に、施行期日でございますが、公布の日から施行することとしております。

以上で、御説明を終わります。

御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議案第26号「佐賀県市町総合事務組合規約の変更について」御説明いたします。

令和4年4月1日付けで佐賀県市町総合事務組合を構成する「杵東地区衛生処理場組合」の名称が、「杵島地区衛生処理組合」へ変更されておりますが、これに伴いまして、佐賀県市町総合事務組合の規約を変更する必要があるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書3枚目の新旧対照表1 / 3ページをお開きください。

別表第1（第2条関係）でございますが、この表は、総合事務組合を組織する団体を規定しておりますが、当団体の名称を「杵島地区衛生処理組合」へ改めるものでございます。

次に、下段の別表第2（第3条関係）でございますが、この表は、総合事務組合が共同処理する事務と団体を規定しております。

第3条第1号に関する事務につきましては、「退職手当の支給に関する事務」でございますが、これにつきましても当団体の名称を「杵島地区衛生処理組合」へ改めるものでございます。

新旧対照表2 / 3ページをお開きください。

下段の第3条第7号に関する事務につきましては、「議員・非常勤職員公務災害補

償事務」でございますが、これにつきましても当団体の名称を「杵島地区衛生処理組合」へ改めるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、議案書2枚目をお開きください。

附則でございますが、知事の許可があった日から施行することとされております。

以上で、御説明を終わります。

御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○坂本博樹企画財政課長

議案第27号「令和4年度白石町一般会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に1億4,419万4,000円を追加し、補正後の予算総額を152億669万4,000円とするものです。

次に、4ページをお願いします。

第2表地方債補正ですが、合併特例事業について借入限度額の増額をお願いするものです。

次に歳入歳出について御説明いたします。

なお、白石町6月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）に掲載しております事業については、説明を省略いたします。

まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。

8ページをお願いします。

16款県支出金、2項、1目総務費県補助金で、K I Z U K I・看板改修支援事業補助金30万円を計上しております。S A G A 2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向け、今回、福富ゆうあい館の西側入口看板の改修費に充当するものです。

9ページをお願いします。

21款諸収入、5項、5目雑入の総務課雑入で、消防団員等公務災害等共済基金収入3,061万4,000円を計上しております。今回退団されました消防団員の方への退職報償金に充当するものです。

次に、歳出の主なものについて、御説明いたします。

10ページをお願いします。

2款総務費、1項、8目地域づくり推進費の負担金、補助及び交付金で、空き家・空き地バンク物件流通促進奨励金160万円、移住・定住支援空き家バンク物件改修事業補助金120万円は、今後の申請件数の増加を見込み、増額をお願いするものです。

11ページをお願いします。

3款民生費、2項、4目児童福祉施設費で、あかり保育園の民営化に向けて保育園運営事業者選定委員会報償費9万8,000円をお願いするものです。

14ページをお願いします。

8款土木費、2項、2目道路新設改良費で、整備予定の路線で埋蔵文化財の調査を実施するため、埋蔵文化財調査委託料1,900万円を計上し、通学路整備事業工事費2,472万円の減額、物件移転補償金2,280万円の増額をお願いしております。交通安全

対策事業の国庫補助金予算割当ての確定により、事業進捗を図るため予算の組替え等をお願いするものです。なお、財源として国庫補助金及び合併特例債を充当しております。

15ページから16ページをお願いします。

10款教育費、1項、3目教育振興費で、部活動種目別会議謝金等の報償費35万2,000円、傷害保険料1万9,000円、公認スポーツ指導者資格取得費補助金19万6,000円を計上しております。生徒達のよりよい部活動の環境づくりを推進するため、当初予算で計上しておりました「中学校部活動推進事業」について、県の事業採択により、歳入の8ページ、教育費県委託金の地域運動部活動推進事業委託金143万7,000円を計上し、当初予算の財源更正を行うとともに、その事業内容の一部見直しをお願いするものです。

この他の歳出につきましては、事前にお配りしております「6月補正予算細事業一覧表」及び「白石町6月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）」で御確認をお願いいたします。

また、19ページ以降の給与費明細書、23ページの地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第4、5、6、7

○片渕栄二郎議長

日程第4から日程第7までの報告事項について、この4件の担当課長の内容説明は、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

（報告第5、6、7、8の内容説明）

○坂本博樹企画財政課長

報告第5号「公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について」御説明いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、財政状況の公表等を行うものです。

去る5月25日、白石町文化振興財団において、令和3年度の事業報告並びに決算報告等が承認されました。

令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、映画上映会以外の自主文化事業の開催中止、また施設の休館や利用制限等を行い事業運営がなされています。

それでは、令和3年度の事業等につきまして、業務報告書をもとに、御説明いたします。

報告書1ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、入場人数制限や入場規制等が生じ、断

続的に事業開催が困難な状況であったため、ふれあい郷映画上映会以外の自主文化事業の開催が中止されています。

5 ページ、6 ページを御覧ください。

自有館の利用状況については、令和3年度は、件数合計168件、人数で9,424人、使用料収入では、6 ページ、右下欄で、160万6,930円となっております。令和2年度と比較し利用人数では3,939人の減、使用料収入では72万8,937円の減となりました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による佐賀県のまん延防止等重点措置に伴い、2月2日から3月7日まで全施設を休館とし、また県外利用者の入場制限や入場人数の制限、避難所開設がなかったこと等により、利用人数が大幅に減少しています。

率で見ますと、利用人数は約29%の減、使用料収入は約31%の減となっております。

7 ページから10ページまでが、爽明館の利用人数及び使用料の徴収状況となっております。

爽明館では、幼児・小学生・一般を対象とした水泳教室等の事業などを実施し、健康づくり等に利用していただいております。

利用人数で、8 ページの右下欄、3万3,523人、使用料で、9 ページの右下欄、943万2,160円となっております。

小学生等の水泳教室の開催、水中運動教室等の実施と利用促進に努めておられ、新型コロナウイルス感染拡大の影響もありましたが前年との比較では、利用人数が2,017人の増となり、使用料では施設の休館による会員の更新時期の延期等より10万4,200円の減となっております。

11ページを御覧ください。

遊喜館については、子供クラブ、中学生及び高校生の部活動、職場の慰労会等に利用されるとともに、地域や家族また仲間同士でのバーベキューなど幅広く利用されています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が大きく影響し、利用件数は98件、前年度より50件の減、利用人数1,712人、前年度より1,314人の減、利用料金は27万3,260円、前年度より13万390円の減となっております。

12ページを御覧ください。

芝公園は、親と子のふれあいの場、一般の方々の散歩、休憩の場として、またグラウンドゴルフ等の練習場として定期的な利用、集落単位での活用や園児、小学生の遠足、高齢者のレクリエーションなど幅広い年齢層に利用していただいております。

利用人数は、1万4,855人となっております、前年度比で約16%の減となっております。

13ページは、自主事業の実績報告書であります。ふれあい郷映画上映会と一般成人、小学生及び幼児の水泳教室による事業収入は、104万2,200円となっております。

14ページを御覧ください。令和3年度の事業別収支内訳書です。

15ページ、16ページが収支の決算報告書です。

収支決算について申し上げますと、16ページの下段ですが、収入合計決算額が、1億1,337万4,372円、事業活動支出決算額が、9,800万8,611円となり、令和4年度へ繰り越す額として、1,536万5,761円となります。

17ページから31ページについては、決算の内訳資料となりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

次に、32ページには監査報告書、33ページ、34ページが令和4年度の事業計画、35ページ、36ページが当初予算書、37ページが役員名簿、38ページが自主事業計画書になります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、今年度も感染防止対策及び利用制限等を行いながら運営し、また施設管理費の節減等も行っておりますが、引き続き、厳しい運営状況が予想されます。今後も、感染対策等を十分に行い、皆様に親しまれる「ふれあい郷」として、町内外の方々が、安心して利用できる施設運営と、文化施設、健康づくりの場として活用を図っていかれることを期待し、令和3年度の報告といたします。

報告第6号「令和3年度白石町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について」御説明いたします。

地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、令和3年度の白石町一般会計予算継続費繰越計算書を別紙のとおり報告します。

継続費繰越計算書を御覧ください。

まず、水産生産基盤整備事業（住ノ江漁港）で、継続費の総額15億円、令和3年度の予算現額が4億6,746万4,120円で、支出済額2億3,479万1,700円で、これを差し引いた残額2億3,267万2,420円を翌年度へ逓次繰越しております。なお、繰越分については、令和4年度で執行することとしております。

次に、新設中学校施設整備費で、継続費の総額15億2,820万円、令和3年度の予算現額が7億8,800万円で、支出済額0円で、残額7億8,800万円を翌年度へ逓次繰越しております。なお、繰越分については、令和4年度で執行することとしております。

報告第7号「令和3年度白石町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和3年度の白石町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告します。

繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和4年度へ繰越した事業は、16事業となります。事業費総額20億9,375万円の内、翌年度へ繰越した額が19億3,597万3,000円となっております。なお、繰越分については、令和4年度で執行することとしております。

○土井 一生活環境課長

報告第8号「令和3年度白石町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を御報告いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和3年度の白石町下水道会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告します。

予算繰越計算書を御覧ください。

建設改良費の農業集落排水機能強化事業につきましては、住ノ江地区の工事費等と須古地区の業務委託に係る事業で、令和3年度の予算現額が5,780万円で、支出済額は4,054万円です。これを差し引いた1,726万円を翌年度へ繰越しております。

住ノ江地区の繰越分は真空ステーションの機械設備更新工事において真空ポンプ等

の機器類が工期内に納品できないことから令和4年8月まで工期を延長したものです。また、須古地区の繰越分は、維持管理適正化計画の策定が施設更新事業の必須要件となったことから令和3年度途中で新設された国の補助金である「農業集落排水施設更新支援事業補助金」を活用し、計画書策定業務委託を令和4年2月に契約したもので、履行期間を令和4年9月末までといたしております。なお、繰越分は令和4年度で執行することとしております。

○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

9時39分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年6月7日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 草 場 祥 則

署 名 議 員 井 崎 好 信

事 務 局 長 久 原 雅 紀